



青森県報

第二千二百二十五号

平成十五年一月二十日(月曜日)

目次

告 示

生活保護法による施術者の指定……………	(健康福祉課)	一
特定第一号漁業者の漁獲共済加入義務の発生……………	(団体経営改善課)	一
道路の区域の変更……………	(道路課)	二
道路の供用の開始……………	(同)	三
出先機関……………		
土地改良事業の工事の完了……………	(東地方農林水産事務所)	三
土地改良区の役員の退任……………	(上北地方農林事務所)	三
正 誤……………		
平成十四年十一月二十日定例告示中……………	(林政課)	四

告 示

青森県告示第二十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定した

ので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十五年一月二十日

青森県知事 木 村 守 男

氏 名	住 所	施術所の 名 称	施術所の 所在地	指定年月日
福士 龍哉	青森市大字浪館 一字志田一七の一	ふくし整骨院	青森市大字浪館 一字志田一七の一	平成十四・三・一

青森県告示第三十号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)第五十五条の二第一項の規定により次の発起人が求めた次の加入区に係る特定第一号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認めためたので、同条第四項の規定により公示する。

平成十五年一月二十日

青森県知事 木 村 守 男

発起人の住所及び氏名(名称)	加入区の名称
三戸郡階上町大字道仏字小舟渡五五 三戸郡階上町大字道仏字荒谷一九の八 長 根 繁 角地山 正	階上加入区

青森県告示第三十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十五年二月十九日まで青森県県土整備部

道路課において一般の縦覧に供する。

平成十五年二月二十日

青森県知事 木 村 守 男

番号	図面	種 類	路 線 名	変 更 の 区 間		変 更 の 前 後		敷 地 の 幅 員		敷 地 の 延 長		備 考
5		村 道	島守是川線	後	前	七五・〇〇メートルから	三四・〇〇メートル	三、三二〇・〇〇メートル				
4	線	県 道	米山宮蒲川	後	前	三八・〇〇メートルから	一五・〇〇メートル	三三六・〇〇メートル				
				後	前	二六・五〇メートルから	一三・〇〇メートル	二一六・〇〇メートル				
				後	前	二四・八〇メートルから	一七・〇〇メートル	二、〇二六・〇〇メートル				
				後	前	二六・〇〇メートルから	一七・〇〇メートル	二、〇二六・〇〇メートル				
3		国 道	三三八号	後	前	四三・〇〇メートルから	二五・〇〇メートル	二、〇二六・〇〇メートル				
				後	前	二六・〇〇メートルから	一七・〇〇メートル	二、〇二六・〇〇メートル				
2		国 道	三三九号	後	前	九四・〇〇メートルから	五五・〇〇メートル	八九八・一〇メートル				
				後	前	九四・〇〇メートルから	五五・〇〇メートル	八九八・一〇メートル				
1		国 道	三三九号	後	前	一〇二・〇〇メートルから	四四・五〇メートル	一、三〇八・〇〇メートル				

青森県告示第三十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十五年二月十九日まで青森県土木整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十五年一月二十日

青森県知事 木 村 守 男

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 五所川原岩木線	弘前市大字高杉字阿部野六一七から 弘前市大字高杉字阿部野三の二まで	平成一五・一・二〇
県道 名川階上線	三戸郡南郷村大字島守字ケト森一三の一から 三戸郡南郷村大字島守字ケト森五の九一まで 三戸郡階上町大字田代字下田代一の三から 三戸郡階上町大字晴山沢字小沢三三の三六まで	"
県道 米山萱蒲川線	西津軽郡森田村大字床舞字藤山三〇八の一から 西津軽郡森田村大字山田字神崎二二の一まで 西津軽郡森田村大字山田字神崎二二の一まで	"

出 先 機 関

土地改良事業の工事の完了

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十二条の二第一項の規定により、次の事業を行う者から、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

平成十五年一月二十日

東地方農林水産事務所長 山 口 忠 久

土地改良事業の名称	事業を行う者	工事完了年月日
二股地区基盤整備促進事業	今 別 町	平成一四・二・一〇

土地改良区の役員の変更

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、土場川土地改良区から、次のとおり役員の変更の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十五年一月二十日

上北地方農林水産事務所長 田 中 正 之

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退任の年月日
理 事	甲地憲次郎	上北郡東北町字乙越五三の一	平成一四・二・二

正

誤

林 政 課

平成十四・二・三〇 第二一〇二二号	発行年月日 発行番号
告 示	区 分
第五九〇号	番 号
二	ペー ジ
下	段
二	行
字北膳山三二の七	誤
字北膳前三二の七	正

発行所・発行人 青森市長島二丁目一番一号 青 森 県	印刷所・販売人 青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社
----------------------------------	--------------------------------------

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭